

広島県告示第984号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によって、公有水面埋立ての竣工を次のとおり認可した。

令和7年11月20日

広島県知事 湯崎英彦

1 竣功認可年月日

令和7年11月13日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

福山市東桜町3番5号

福山市

(2) 代表者の氏名

福山市長 枝廣直幹

3 埋立区域

(1) 位置

福山市鞆町後地字久保1788番に接する公有水面埋立地から1744番4を経て1739番に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線、⑯の地点と⑰の地点を結ぶ福山港の最高高潮面（C.D.L.+4.20m）における公有水面埋立地と公有水面との境界線、⑰の地点と⑲の地点を結ぶ福山港の最高高潮面（C.D.L.+4.20m）における公有水面と陸地との境界線、⑲の地点と⑲の地点を結ぶ福山港の最高高潮面（C.D.L.+4.20m）における公有水面埋立地と公有水面との境界線及び①の地点と⑲の地点を結ぶ福山港の最高高潮面（C.D.L.+4.20m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 広島県福山市鞆町後地字室浜3367番4の国土地理院三等三角点「仙酔嶋」（北緯34度23分03秒2464、東経133度23分47秒2011、標高158.61m）（以下「基点」という）から247度07分10秒1,947.44mの地点

②の地点	①の地点から	167度27分46秒	10.17mの地点
③の地点	②の地点から	256度58分52秒	0.17mの地点
④の地点	③の地点から	167度34分22秒	17.28mの地点
⑤の地点	④の地点から	257度27分46秒	21.69mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	166度37分49秒	2.21mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	257度27分46秒	8.27mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	345度57分50秒	2.15mの地点

⑨の地点	⑧の地点から	257 度 27 分 46 秒	44. 70mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	166 度 50 分 29 秒	2. 20mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	257 度 27 分 46 秒	8. 29mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	346 度 46 分 01 秒	2. 19mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	257 度 24 分 24 秒	21. 69mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	333 度 13 分 53 秒	16. 86mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	246 度 50 分 42 秒	0. 17mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	333 度 50 分 49 秒	10. 40mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	62 度 40 分 12 秒	22. 58mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	82 度 13 分 41 秒	60. 89mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	80 度 43 分 16 秒	9. 19mの地点

(3) 面積

3, 205. 19平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

令和6年1月9日 広島県告示第8号

(令和5年12月25日付け指令港振第885号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

福山市